
平成31年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第6日）

平成31年3月28日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成31年3月28日 午前10時開議

- 日程第1 議案第1号から議案第8号まで（委員長報告～表決）
日程第2 議案第9号から議案第15号まで、議案第24号（委員長報告～表決）
日程第3 議案第25号（提案理由説明～表決）
日程第4 請願審査について（質疑～表決）
日程第5 特別委員会の報告について
日程第6 閉会中の継続調査申出について
日程第7 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成31年度南丹市一般会計予算（市長提出）
議案第2号 平成31年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算（市長提出）
議案第3号 平成31年度南丹市介護保険事業特別会計予算（市長提出）
議案第4号 平成31年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算（市長提出）
議案第5号 平成31年度南丹市下水道事業特別会計予算（市長提出）
議案第6号 平成31年度南丹市土地取得事業特別会計予算（市長提出）
議案第7号 平成31年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算（市長提出）
議案第8号 平成31年度南丹市上水道事業会計予算（市長提出）
日程第2 議案第9号 南丹市印鑑条例の一部改正について（市長提出）
議案第10号 南丹市国際交流会館条例の一部改正について（市長提出）
議案第11号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第12号 南丹市水道法施行条例の一部改正について（市長提出）
議案第13号 南丹市道路路線の変更について（市長提出）

- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山大野ダム公園）（市長提出）
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木町内社会体育施設）（市長提出）
- 議案第24号 南丹市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程第3 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（市長提出）
- 日程第4 請願審査について
- 日程第5 特別委員会の報告について
- 日程第6 閉会中の継続調査申出について
- 日程第7 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（20名）

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 面 村 好 高
4番 野 村 健	6番 鞆 岡 誠	7番 木 村 裕
8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄	10番 木 戸 徳 吉
11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子	13番 平 野 清 久
14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀	17番 今 面 不 悖
18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学	20番 山 下 秋 則
21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭	

欠席議員（1名）

5番 麻 田 育 良

事務局出席職員職氏名

事務局 長	岸 本 薫 次	長 市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 惠 係	長 上 西 奈 穂

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	総 務 部 長	山 内 晴 貴
企画政策部長	堀 江 長	市民福祉部長	弓 削 雅 裕
農林商工部長	國 府 栄 彦	土木建築部長	柴 田 建 司
上下水道部長	森 雅 克	八木支所長	國 府 博 美

日吉支所長	山口浩之	美山支所長	清水茂
教育次長	中川勇夫	総務部次長 兼財務課長	船越雅英
福祉事務所長	榎本尚	会計管理者	森康高
教育参事	榊貢		

午前10時00分開議

○議長（今面 不悖君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

麻田育良議員より欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

また、3月12日に本会議での委員長報告において、前田厚生常任委員長から、字句についての発言取り消しの申し出がありました。議員からの申し出は、会議規則第65条の規定により、議長により許可することといたします。

なお、字句等の訂正につきましては、議長において対処いたします。

以上で、報告を終わります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第1号から議案第8号まで

○議長（今面 不悖君） 日程第1「議案第1号から議案第8号まで」を一括して議題といたします。

これより、予算特別委員長の報告を求めます。

廣瀬予算特別委員長。

○予算特別委員長（21番 廣瀬 孝人君） 皆様、改めましておはようございます。

予算特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第8号までの平成31年度一般会計予算を始め、六つの特別会計予算及び一つの企業会計予算について、その審査の経過概要と結果を報告いたします。

平成31年度の当初予算は、市長公約に掲げられました六つの柱を具現化する施策、事業を積極的に展開し、将来にわたって希望が持てるまちづくりを進め、市民や地域が輝く南丹市を実現するための予算編成をされたところであります。

それに基づく主な事業といたしまして、子育て環境を充実させ、若者が定住できるまちづくりにおいては、子宝祝金事業、児童福祉施設整備事業、定住促進事業、山陰本線駅舎等整備事業、都市計画街路事業などあります。

また、農業振興や企業誘致による産業に活気のあるまちづくりにおいては、中山間地域所得向上支援事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、野生鳥獣被害総合対策事業、京都新光悦村推進事業、観光宣伝事業、また、福祉や防災など、安全で安心な暮らしを守るまちづくりにおいては、地域生活支援事業、高齢者福祉サービス事業、妊産婦健康診査事業、道路・橋梁維持管理事業、防災施設整備事業などであります。

地域の個性を生かしたまちづくりにおいては、美山町自然文化村推進事業、南丹市魅力創出事業、環境計画推進事業、また、教育・文化の振興と人権尊重のまちづくりにおいては、特別支援教育推進事業、安全・安心な学校教育環境整備事業、社会教育施設改修事業、また、行財政改革に基づくまちづくりにおいては、市有財産処分等促進事業であります。

大変厳しい財政状況、また、限られた財源の中ではありますが、活力とにぎわいのあるまちづくりに向け、随所に新規及び拡充事業が見受けられます。

本委員会は、2月22日に設置し、同日、委員会を開催、予算の概要説明を受けた後、三つの分科会を設け、3月14日から19日にかけて分科会審査に入り、終始、積極的かつ慎重な審査を行いました。

各分科会においては、それぞれ施策の基本的な考え方や事業概要等、詳細にわたり担当部課長から説明を受け、活発な質疑や意見が交わされたところであります。

続いて、3月26日には理事者、幹部職員の出席を求め、全体会を開催いたしました。

総括質疑の主な質疑事項は、放課後児童クラブ施設の新設に関して、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の基本理念との整合性、また、空き教室等の活用の検討状況、施設の新設の位置づけ等について、また、平成31年度一般会計予算に関しては、予算規模が過大であると強く感じたが、予算編成に当たりどのような基準で実施すべき事業の優先順位を決められたのか等の質疑があり、これらに対し、市長、教育長から、公共施設の再配置計画については、施設の総量を削減する上で集約化、複合化及び統廃合を伴わない施設の新規整備は原則として行わないとの考えではあるが、統廃合に該当する施設がない場合はやむを得ず新設せざるを得ない状況である。

空き教室についても検討したが、八木東小学校、園部小学校とも使える部屋がないという状況である。また、新設の施設については、地域、学校、保護者の連携ができる拠点としての複合的な機能を持った施設として取り組んでいきたいと思っている。

予算編成については従前から議論をいただいて、一定の方向づけがされてきた内容があり、市民の皆様の声を聞きながら行政課題として積み上げられてこられたものである。大切にしなければならないということであるが、そういった意味では、従来からの積み残しの事業というのが多くある。今回、緊急性、経済性、合理性、将来性を十分検討し、それを基準として予算を編成した。

教育施設については、計画的に整備を進めてきている。特に学校施設の維持管理については、児童生徒の安心・安全を第一に考え整備を進めており、建設年次に応じ、老朽

箇所の状況により実施しているなど、詳細にわたり答弁をされました。

その後、各分科長より審査報告を受けた後、討論、採決に入りました。

採決の結果は、議案第1号から議案第8号までのうち、議案第1号、議案第2号及び議案第7号は賛成多数で、議案第3号から議案第6号まで及び議案第8号は賛成全員でそれぞれ原案可決すべきものと決しました。

なお、本委員会での審査過程において、委員から出された事業効果を上げるための指摘や意見については、事業の執行段階において十分精査の上、適切に対応されるよう強く望むものであります。

また、本予算総額は合併後2番目となる大型予算であり、基金の取り崩し額も大きくなっています。今後の行財政運営に不安なところもありますので、しっかりと国と府とのパイプを太くし、交付金や補助金の要望活動を積極的に取り組まれるよう願うものであります。

後になりましたが、委員各位には限られた厳しい審査日程の中、連日、慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力いただき、本委員会の使命が達成できましたことに心から感謝し、厚くお礼を申し上げ、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（今面 不倅君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不倅君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、お手元配付のとおり、議案第1号に対して、塩貝孝之議員ほか1名から修正案が提出されておりますので、説明を求めます。

1番、塩貝孝之議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 議席番号1番、塩貝孝之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第1号、平成31年度南丹市一般会計予算に対する修正案を提案します。

本議案は、議案第1号、平成31年度南丹市一般会計予算の一部を修正し、第1条中、232億8,000万円を232億6,074万6,000円に改めるものであります。

修正部分の内容は、南丹市魅力創出事業の1,925万4,000円の全額を削除するものです。この事業は、いわゆる市長がおっしゃられる園部藩立藩400年事業をメインとしたものであり、合併以降、2番目の規模となる予算を生まれ、近年、頻繁に発生する災害等への対応を考えますと、早急に予算組をして行わなければならない事業ではありません。

市長は一般質問の答弁において、園部の過去のイベントの中で行政主導で取り組んでこられた実態がある。批判するわけではないが、行政が前面に出ることによって、逆に住民組織が育ってこなかったのではないか。美山ではいろんなイベントがなされておりますが、住民の皆さんが必死の思いで支えている姿がある。これから中心部園部でもそ

ういった人材をぜひ発掘し、また、協力を求めていきながらこれからやっていきたいと思ひます、とご答弁をされました。

本年5月には、商工会が中心となり、さまざまな団体と連携しながら実行委員会を組み、立藩400年とも絡めながら、まさに住民主導のイベントを企画されています。それにもかかわらず、わざわざ時期をずらし、馬なども借り上げ、行列を行うなど、市長主導の打ち上げ花火的なイベント予算を計上されることは到底賛同できるものではありません。しっかりと必要性を考え直し、事業の内容も再考いただいて、本当に市民生活の向上に必要なものであれば、6月議会において補正予算を組まれても十分間に合うと考えます。

以上の観点から、市民生活の混乱を避けるために、民生費などの骨格予算については賛成をしますが、不急の事業である予算の一部について反対し、修正予算を提出するものです。

慎重審議の上、可決承認いただきますように、議員諸兄の賢明なるご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 説明が終わりました。

これより、修正案に対します質疑に入ります。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、ただいまの修正案に対する討論はございませんか。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） ただいまの提案されました修正案ですけれども、市民主導型のイベントが大切であるというのは市長の当然発言の中にもありますけれども、ただ、行政が石を投げて、それに対して市民の皆さんとともに一緒にやっていくというイベントは、私は当然ある大切な事業だと考えております。そういう意味で、本地方創生推進交付金につきましては、当初予算の中に上げ、国の財政支援を求めるために必要な手段だというふうに考えております。

特に、国の交付金につきましては、当初予算に計上する必要があるまして、このことは予算の仕組み上、どうしてもいたし方ない事実でございますので、これに対して削除する必要は全くございませんので、そういう立場で反対の討論といたします。

○議長（今面 不悖君） ほかに討論。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。

私は、今、提案者から説明のあった、市民生活に特段影響のないと、馬を借り上げるとかいうことについて、削除するということについて反対をするものではありません。

しかし、修正案の中身を拝見しますと、財源となっております国庫支出金、これは地方創生推進交付金でありまして、地方創生推進交付金は特定の事業というよりは、広く地方創生の中において使えるものであります。したがって、せっかく国からもらえる、この事業に充当する分に限って言えば、960万円程度でありますけれども、これをこの事業に振り分けないという提案をもしされるのであれば、この交付金は別の道で活用するというをあわせて提案されるほうがよかったのではないかというふうに思っております。

常々、特定財源の確保については、これは議会が一致をして国・府に対しての要望活動をしてほしいということをお願いしているわけですから、その点に反するという点については、これは指摘をしておかなければなりません。

以上であります。

○議長（今面 不悖君） 鞆岡議員の討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、修正案に対する討論を終結いたします。

続いて、議案第1号から議案第8号までに対する討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、議席番号6番、鞆岡誠議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い、まず、議案第1号、南丹市一般会計予算に対する反対討論を行います。

本予算案は、多くの新規事業、拡充事業を含めて南丹市が行おうとする全ての事務事業にかかわるものであります。当然、市民生活に不可欠な事業や、市長の思い、あるいはご努力で、厳しい財政状況の中で住民要求を実現するために予算化された事業も多数あり、それらは当然評価いたしますし、賛成すべきものであります。

しかしながら、一般会計全体を一括して賛否を示す必要があり、予算全体を俯瞰したときに、問題点は率直に指摘せざるを得ません。以下、3点の問題点を申し上げます。

第一に、予算規模が過大になり過ぎて、本市の財政の体力に合わないという点であります。総額が232億8,000万円、30年度、1年前の当初予算との比較で22億9,500万円もの増となっております。30年度の当初予算は、いわゆる骨格予算であったこともありますが、その後の補正予算を加味いたしましても、この3月議会の補正後を含めて最終的な予算規模は239億4,700万円でございますので、31年度は当初予算の段階で既にこれに迫る規模、約97%になりますけれども、こういう規模になっています。

そして、これを賄うために市の貯金に相当する財政調整基金を10億6,400万円

取り崩し、31年度末の基金残高の見込みは19億円強にまで減少することになります。29年度末の基金の残高が39億円あったことと比較をすれば、西村市長就任後の2年間において約20億円の基金を使ってしまうことになります。そういう予算であることは指摘しておかざるを得ません。やはり事業の優先順位を決めて、一般会計の総額を一定規模に抑制することが必要ではないかと考えます。

代表質問で、時間の関係から通告をしておきながら質問するに至りませんでしたけれども、優先順位を決めること、それををはかる基準、物差しを明確にすることがどうしても必要になってくると思います。私はその物差しとして、命や健康に直接かかわる事業、健康で文化的な暮らしに不可欠な事業、市民や地域の間で生じている不平等を是正する事業、格差と貧困を縮小する事業、できるだけ多くの市民の方の受益となる事業などが考えられると思います。

提案されている予算における個別の事務事業についての言及は避けませんが、例えば認定農業者だけが給付対象となっているというように、支援をする先が特化され、市民の多くの方にひとしく受益のない給付事業が多過ぎないかであるとか、一過性のイベントになる心配がある事業が含まれていないかであるとか、必要な工事ではあっても、あるいは特定財源が確保されてはいても、新規の起債や裏負担となる一般財源が多過ぎないか、物差しを明確にしてしっかり精査をする必要があると思います。

第二に、心配される災害への備えが危惧されるという点であります。

先ほど申し上げました30年度、今年度の最終的な予算規模である239億円の中には、昨年起こりました一連の自然災害に対する復旧・復興等に必要経費が含まれています。その額は性質別経費の数字を拾いますと約13億円に上っています。つまり、一連の災害がなければ、30年度の一般会計は226億円程度で済んだとも考えられるわけでございます。ところが、提案されている31年度予算は、災害を含まずに232億円ですから、実質的に既に30年度を上回っています。

加えて、仮に昨年並み、もしくはそれ以上の災害が発生したときに必要になる一般財源は、基金を含めて潤沢とは言えない状況にあります。

委員会審査の中で、財政担当者から、仮に昨年並みの災害があっても、31年度は乗り切れると思うというコメントがありましたけれども、昨年以上の災害が、これは願いたくないですが、起こってしまった場合や、32年度以降のことを考えれば、やはり危ういと言わざるを得ないのではないかと危惧をしています。

1点目に述べました予算規模との関係で言えば、残念ながら災害の多い昨今ですので、やはり単年度ベースで15億円程度の災害対応経費を見込んだ財政計画なり財政運営が求められていると私は思います。

第三に、市民の福祉と暮らしを守るために、自治体は全力を挙げなければならないことでもあります。委員会審査の中で財政運営にかかわって、理事者側から、財政の厳しさは合併以来の構造的な問題である。4町が一緒になる際に、負担は軽いほうへ、

サービスは高いほうへ合わせたが、これが財政の厳しさの要因になっている、こういうコメントがございました。

私は、前市政がいわゆる子宝祝金を削ったときに、合併の正体が見えたと思いましたが、西村市長が厳しい財政の中でこれを思い切って改善されたことは高く評価をしています。それは合併時の住民に対する約束を守るかどうかが問われた象徴的な問題であったからであります。もし財政の厳しさを理由に住民サービスをないがしろにすることがあれば、これは13年前に住民を欺いて合併に導いたことになるので厳しく指摘しておかなければなりません。住民投票まで経験した美山町の出身議員として本当に強くそう思いますし、4月からの組織改革に伴う支所の合理化にも改めて強く抗議をしておきたいと思えます。

自治体は住民の命と暮らしのとりでであり、防波堤であります。重ねて、その観点から事業の優先順位をはかる基準、物差しを明確にされるよう求めて、1号議案の反対討論を終えるものであります。

続いて、議案第2号、南丹市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

本会計予算案は、議案第24号の国民健康保険税条例改正で提案されている国保税額の大幅引き上げを前提に編成されているものであります。したがって、その24号条例改正の問題点に係る詳細の討論は、後刻、日程第2でさせていただくこととなりますけれども、本討論では、保険税の大幅引き上げには賛成ができないんだということを申し上げて、以下、簡潔に反対理由を述べます。

本市における国民健康保険加入者数は7,300人余りであり、市民4人に1人が加入されていることとなります。その加入者の多くが低所得者層や年金生活者であると推察され、減免制度があるとはいえ、暮らしへの影響が心配されます。

保険税の引き上げは、払いたくても払えない人をふやし、受診抑制にもつながりかねない、まさに命にかかわる問題であります。

また、滞納の増加は保険財政の基盤を崩し、安定的な事業運営を一層危うくすることにもつながります。まさに財政の悪化と保険税の引き上げの悪循環を招きかねない、こういう心配があります。抜本的には国の責任で国費を増額して対応すべきと考えております。

日本共産党は、1兆円の国費を投入して国民健康保険税額の水準をせめて協会けんぽ並みに下げるべきだという全国知事会、市長会の要求を指示をし、この実現を訴えていますけれども、こういうときに自治体が防波堤となって市民の暮らしを守る立場に立つべきではないかと考えています。

例えば、都道府県化以降も一般財源からの法定外繰り入れをもって保険税を抑制することは厚生労働省は禁止していません。一般会計の規模が大き過ぎると申し上げましたけれども、緊急に必要なでない事業を何とか工夫をして、一般会計から国保会計への繰り

入れにもう少し検討する余地がなかったか、本当にそれぐらいの引き上げになっています。

私の調べました範囲では、京都府内で保険税の引き上げが予定されている自治体は6団体と聞いております。値上げ自治体は21市町の中の少数派であります。一般会計の討論で、市の事業に優先順位をつける物差しをはっきりさせるべきだと申し上げましたけれども、まさに国民健康保険事業は命と暮らしに直結する優先順位の高い事業である、このことを申し上げて反対討論といたします。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げます。

○議長（今面 不悖君） 続いて、議席番号18番、松尾武治議員の討論を許します。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） 議席番号18番、活緑クラブ所属、松尾武治です。

ただいま議長の許可がありましたので、平成31年度南丹市一般会計予算について、賛成の討論をいたします。

討論に先立ち、議会の活性化に逆行する事例が発生しましたので、少し述べ、指摘をしておきます。

南丹市議会は議会基本条例を策定しております。第19条第2項に、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする、と示されております。一昨日の予算特別委員会では、総務分科会、産業建設分科会ともに審議結果を分科長が報告されました。内容は審議が尽くされた分科長報告であったと理解いたします。

分科長報告の後、採決では、分科長が採決に参加せず退席されました。審議を尽くしたと結果を報告しながら、反対、賛成の態度を示すことなく、分科長の退席は、基本条例が示す意見集約に努めるのは委員長等の義務であり、賛否の判断ができないのなら、分科会でさらに審議を尽くすのが会議を進行する分科長の責任であるにもかかわらず、市民生活に欠かせられない一般会計の採決に参加されない分科長は、みずから分科長の席を汚す無責任な態度であったと指摘しておきます。

さらには、一般会計の採決に退席されたのでは、一般会計から特別会計に繰り出している繰り出し金も曖昧な中で、特別会計のみ賛成することは意味もなく、整合性がとれないことであることを指摘をしておきます。

余りにも分科長の無責任な対応に戸惑い、討論の前に指摘をいたしました。ただいまから、議案第1号、一般会計予算について、賛成の討論をいたします。

南丹市は、今日まで総合振興計画の着実な実行といいながらも、いろいろな課題が山積しております。いずれも急ぐ課題が多く、総額232億8,000万円の予算総額となっております。

主な財源は、市税が40億円、地方交付税88億5,000万円、国・府支出金35億2,000万円、繰入金21億円、市債27億6,000万円が主なものとなっております。

ります。

基金の取り崩しを指摘する意見もありましたが、歳出では、今日まで施策をゆがめて遠隔地で実施していた園部小学校の放課後児童クラブ新設設計予算、八木駅舎改築予算、農林行政の拡充、小学校施設では、放置されていたプール並びに園部公民館の耐震改修などの社会教育施設の改修など、今日まで残された課題を厳しい財源の中で進めようとする予算となっており、財政計画を示さない中で進めていたものを、12月議会では中期財政計画を示し、積極的な市政運営を示し、財政計画に沿った予算と評価いたします。

しかし、厳しい予算査定をしたと言われながら、過去何年も減額決算となっている林業費、鳥獣被害対策実施隊報酬468万円は見直すこともなく計上されています。実施隊の出役を見込んでの予算との説明がありましたが、過去何年も出役経歴のない隊員を市長が指名されていることから、市の制度そのものに矛盾があります。隊員に指名されると狩猟税が免除されることから、活動実態のない本市の取り組みは、国の制度をゆがめて実施していることは国の指摘事項でもあり、早期の是正が必要と指摘をしておきます。

公共交通では、特別会計への財源繰り出しが計上されています。繰り出し金の使途にはバス購入費が含まれていますが、執行では大型の空車を走らせ、無駄な経費を使わない公共交通体系を早期に実施できる体制整備につながるようなバスの購入をする必要があると指摘しておきます。

さらに、先ほども述べましたが、予算規模が大きくなった要素は、合併後放置されていた施策がようやく動きかけたことが一つの原因であり、放課後児童クラブ施設の新設を含む福祉施策の充実、地域の活性化につながる農業施策並びに定住促進、防災対策などの新規拡充による予算の膨らみによる予算規模であるが、財源には特定財源を求め奔走する市長の姿勢もうかがえることから、基金の取り崩しも確定したものではないと考えます。

今日まで、特別交付税は市が取り組みたい事業を示すことでふやせる部分を含む財源であると総務省からいただいたアドバイスを伝え、佐々木市長に国への要望活動を促しましたが、特別交付税は決められた基準で配分されるもので、要望の効果がないと言われていた交付税であります。30年度補正追加できる財源に3億5,000万円の特別交付税を追加財源に確保された市長の行動力と、官僚との太いパイプを生かされ獲得されました。

西村市長は特別交付税の仕組みを熟知された結果の財源獲得と評価するとともに、南丹市の市長はイベント参加型市長と言われないうちにも、国政を動かしている官僚との太いパイプをさらに強化される中で、31年度も引き続き財源の確保に奔走されることを願って、賛成の討論といたします。

○議長（今面 不悖君） 続いて、議席番号14番、八木信樹議員の討論を許します。

八木信樹議員。

○議員（14番 八木 信樹君） 皆様、改めておはようございます。議席番号14番、活緑クラブ、八木信樹。ただいま議長の許可を得ましたので、議案第2号、南丹市国民健康保険事業特別会計予算について討論をいたします。

本議案におきましての市町村国保は、被用者保険や後期高齢者医療制度などのほかの医療保険に加入していない方を被保険者とする事で国民皆保険を支える仕組みとなっている。その中、近年では少子高齢化や社会構造の変化により、国民健康保険制度発足当時と比べ国保被保険者数は年々減少傾向であり、また、一人当たりの医療費は増加傾向である。過去に比べ加入割合の減少や制度の構造的な課題を抱え、国保財政は厳しい状況と見受けられる。

平成30年度からは国保財政基盤の強化と安定化を図るため、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町とともに運営することとなった。都道府県は保険給付に必要な費用の全額を市町村に給付し、市町村は都道府県へ国民健康保険事業費納付金を納めることとなったが、都道府県単位に広域化された中でも、国保制度の抱える構造的な問題は依然として残っている。

その中、本市では平成20年度以降、国民健康保険事業基金から取り崩し、市民が安心して医療を受けられるようにしているが、基金も年々減少し、平成30年度末の残高見込みは約1億4,568万円となる。今後も安定的な運営ができるよう、財源の確保のため、国に対し国庫負担の拡充や低所得者に対する負担軽減施策の充実、また、医療保険制度の抜本的な改革等を要望することを指摘し、賛成討論といたします。

○議長（今面 不悖君） 続いて、4番、野村健議員の発言を許します。

野村議員。

○議員（4番 野村 健君） 議席番号4番、日本共産党南丹市会議員団の野村健です。議案第7号、南丹市後期高齢者保険事業会計について、反対討論を行います。

この制度は、2008年4月に、75歳以上の高齢者と65歳から74歳の一定の障がいがある人を国保や健保から切り離し、発足したものであります。京都後期高齢者医療広域連合が京都では運営主体となり、財源は公費が約5割、健保、国保などの支援金が約4割、加入者の保険料が1割となっております。また、保険料は2年毎に改定され、所得割額と均等割額の合計が保険料となっております。

昨年12月20日に経済諮問会議が決定しました新経済財政再生計画改革行程表2018を見ますと、骨太方針2018を整理した上で、予防・健康づくり、また、多様な就労・社会参加、さらに、医療・福祉サービス改革、そして給付と負担の見直しとした上で、医療の面では後期高齢者の窓口負担のあり方を原則1割を2割に、また、外来受診時の定額負担の導入、薬剤費の引き上げなどを盛り込み、介護では、軽度者への生活援助サービス等の給付のあり方で、要介護1・2の保険外し、また、ケアプラン作成の給付の有料化など、検討課題として盛り込まれているのが現状であります。

南丹市におきましては、対象となる高齢者が29年度で464人ふえました。6, 1

74人、人口の19.2%であります。今後もさらに増加をしていく高齢者は、頼るべき主要な収入である年金が目減りしてまいります。一方、負担はふえるばかりで、悲鳴とも言える声を多く聞くのが現状であります。高齢者の負担増で暮らしを直撃するこの制度自体の問題点を指摘しなければなりません。

また、分科長報告で、担当する職員数の減が大変厳しいとの指摘もありました。高齢者が安心して暮らせるよう、国、府への要請を含め、改善を求めて反対討論といたします。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 討論の通告は以上であります。

他に特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不倅君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決をいたします。

まず、議案第1号、平成31年度南丹市一般会計予算について、塩貝孝之議員ほか1名から提出の修正案を起立により採決いたします。

修正案に賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（今面 不倅君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号原案について、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不倅君） 賛成者多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不倅君） よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号から議案第8号までのうち、議案第7号、南丹市後期高齢者医療事業特別会計の1議案を除く5件を一括で採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不悖君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、南丹市後期高齢者医療事業特別会計を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不悖君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号から議案第15号まで、議案第24号

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第2「議案第9号から議案第15号まで並びに議案第24号」を一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

まず、仲村学総務常任委員長。

○総務常任委員長（19番 仲村 学君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成31年3月定例会で総務常任委員会に付託されました、議案第10号、南丹市国際交流会館条例の一部改正について、議案第11号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山大野ダム公園）、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木町内社会体育施設）の、以上、条例の一部改正2件、指定管理2件の計4件の審査状況と結果について、議案番号順にご報告を申し上げます。

去る平成31年3月6日水曜日に総務常任委員会を開催し、総務部、企画政策部、教育委員会の順にそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず初めに、議案第10号について、質疑は、貸し室としての利用実績と収入実績についてであります。この質疑に対し、合併当初から事務室として使っており、また、指定団体のパソコン教室として使っており、使用実態がないという状況である、との答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第10号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号について、主な質疑は、規則で定められた時間は、規制の緩和と強化についての考えは、国が示す過労死ラインは、職員の年間最高超勤時間は、年間所定労働時間はなどであります。

今回、規則で定められた時間は、との質疑に対し、労働基準法の改正に示されているとおりで、通常の場合が月45時間、年間360時間、他律的業務の場合は月100時間未満、年間720時間、2カ月から6カ月の平均で年80時間を超えない。また、1年において45時間の月が6カ月を超えない。特例の場合はそれを超えることができる

が、必要最小限に限るといような内容となっている、との答弁でありました。

29年度の実績で一番超勤が多かった職員は年間何時間か、との質疑に対し、900時間である、との答弁でありました。

そのほか、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論に移り、反対討論が1件ありました。

内容は、実質的に過労死ラインを超えるような上限を規則で定めるということは議会の議決は要らない。使用者の自由になる。内容も国どおりということで、現実では緩和されている。実質的には理論の上では無制限に働かされる。ただでさえ所定労働時間の1.5倍働いているような職員がいる。なおかつ、まだ人減らしをしないといけないと言っている。そういう中で、職員の健康を守る条例になっていないと思う、との内容でありました。

表決に移り、表決の結果、議案第11号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号について、主な質疑は、組合の構成員について、法人化への指導や市の考え方であります。

それぞれ答弁の後、討論はなく、表決の結果、議案第14号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号について、主な質疑は、耐震や建物の状況について、台風被害による運動公園の改修状況について、設備の故障による補填及び考え方について、公共施設の再配置計画についてなどであります。

建物の状況についての質疑に対し、スポーツフォアオールについては建築が平成元年であるが、老朽化が進んでおり、風呂のほうも長年の経年劣化が進んでいる。今後については費用対効果の部分もあるので、その辺も踏まえながらどうするのかを連携しながら検討したい、との答弁でありました。

それぞれ答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第15号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案の審査状況及び結果報告とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 続いて、谷尻昌史産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（8番 谷尻 昌史君） それでは、平成31年3月定例会において産業建設常任委員会に付託されました、議案第12号、南丹市水道法施行条例の一部改正について、議案第13号、南丹市道路路線の変更について、以上の議案2件につきまして、審査の状況と結果について議案番号順に報告をいたします。

本件につきましては、3月6日に産業建設常任委員会を開催し、上下水道部、土木建築部の順に審査を行いました。

まず、議案第12号、南丹市水道法施行条例の一部改正についてを議題とし、上下水道部より詳細説明の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第12号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、南丹市道路路線の変更についてを議題とし、土木建築部より詳細説明の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ではございますが、平成31年3月定例会において産業建設常任委員会に付託をされました議案の審査状況と結果についての報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 続いて、前田義明厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） それでは、平成31年3月定例会で厚生常任委員会に付託されました、議案第9号、南丹市印鑑条例の一部改正について、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、以上、議案2件につきまして、審査状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る3月6日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。

まず、議案第9号の概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、印鑑以外にも見直しの対象になるものが出てくると思う。4月1日に同時にスタートできないかもしれないが、その辺は。また、印鑑条例の改正の周知の仕方は、との質疑に対して、印鑑登録証明書の条例改正以外にもさまざまな部分で男女や性別を記載する欄を設けているものがある。可能であれば、削除していく流れである。

4月1日は間に合わないが、しっかり確認していきたい。適切な時期に条例改正し、現在、調整しているところである。本条例を可決後、ホームページで公表予定である。また、お知らせなんたん4月号で周知をしていき、支所・本庁窓口に変更したことの掲示等をしてご理解いただけるように運びたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第9号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、納付金額の増額と一人当たりの増額の増加率の違いは、との質疑に対して、納付金額の増加要因は前期高齢者交付金の精算による返還分の増と一人当たりの診療費の増があり、京都府全体で納付金額が増加している。一人当たりの増額要因は被保険者数の減少等によることと、一人当たりの所得も全体的に所得のない高齢者の方が年々占めているので、このことも要因として増加率が異なる、との答弁でありました。

また、月額で幾ら上がったのか、との質疑に対して、一人当たりの月額はおおむね1,000円未満、月額893円である、との答弁でありました。

また、31年度は財政調整基金から2,100万円を投入するということだが、30年度も財政調整基金を使っていると思う、との質疑に対して、今年、取り崩しは3月補正でしていない。合計1億4,567万9,763円の残高となっている、との答弁でありました。

また、印象としてはかなりのアップである。場合によっては猛反対の動きもあるかもしれないと心配をする。今の時点で他の団体との比較はできないかもしれないが、つか

んでいる情報があれば教えてほしい、との質疑に対して、2月末時点での情報だが、上昇傾向が南丹市を含めて6団体、据え置きが17団体、未定のところが3団体であると聞いている、との答弁でありました。

また、運営協議会にかけられたということであるが、いろんなメンバーがおられる中でどういった意見が出ているのかを聞かせていただきたい、との質疑に対して、被保険者代表の方も出ていただいて、保険税は安いほうがよいという意見があるが、国保財政を安定的に運営させることが、自分たちの医療が安心して受けられるということもある。健康事業にもっと力を入れていただき、市民の健康増進というものを積極的に行ってほしいという意見もいただいた、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論に移りました。討論は2件あり、1件では、賛成討論を行う。次年度以降、負担が急増しないような取り組みをしっかりと続けていただく。強力に国に対して要望を上げていただきたい。「健幸都市」づくりの強力な推進によって医療費の抑制をする。南丹市の大きな目標に据えて取り組みを進めていくということを実現いただきたい。

もう1件、賛成討論では、この引き上げについてしっかりと市民に理解をしていただけるような説明を。市民向けにお知らせをやっていただきたい。できるだけ理解を深めていただくようお願いをしておきたい、との内容でありました。

他に討論はなく、表決に入り、表決の結果、議案第24号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

ここで、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について申し添えておきます。

現在の財政調整基金の保有状況、今後の安定的な国保事業の運営を考えると、やむなく保険料の引き上げを理解することに当委員会においても慎重に審議を尽くし、委員一人一人厳しい判断をしなければならなかった。市民にはその理解が得がたくなることも予想されるが、今後も市としてこの制度を維持するためにも、国に強く地方の国保財政は大変厳しい状況であり、要望として負担金の引き上げ、制度の改正など、声をより一層上げていただくことを申し添えておきます。

また、本市として今後の保険料の上昇抑制のために何ができるのかをしっかりと考えていかななくてはならない。医療費の抑制に対して「健幸都市」づくりの推進に向け、市民全体で取り組みができるものが必要である。あわせて申し添えておきます。

以上、まことに簡単ですが、平成31年3月定例会において厚生常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果についての報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようにございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、6番、鞆岡誠議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い、議案第11号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

本条例改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立を受けて、国家公務員の超過勤務命令を行うことができる上限を定める人事院規則の改正が行われましたことに伴って、本市においても同様の規定を設けようとするものである、こういう提案説明を受けております。

しかしながら、働き方改革関連法案の国会審議で大きな問題になったのは、超過勤務、時間外勤務の上限が余りにも高く、これでは働き方改革どころか、働かせ方改革になってしまうという点にありました。

社会的にも大きな問題となった電通の過労自殺被害者である高橋まつりさんのご遺族も、過労死を促進する法律になる。娘の死を無駄にしないでほしいと憂慮の声を上げられました。

改正条例の中身では、超過勤務を命じることができる上限時間を規則で定めることとされていますが、その規則では、業務の量や業務の実施時期など業務遂行に関する事項をみずから決定することが困難である業務、他律的業務というらしいですが、この他律的業務については、1カ月の超過勤務時間の上限が100時間、年間720時間、さらに6カ月連続して月45時間以上の超過勤務命令ができる、こういう規定になっています。

現行の厚生労働省の基準は月45時間以内であり、月80時間が過労死ラインだとされています。この現行基準を大幅に上回る上限を定めることは、まさに超過勤務の上限を定めるどころか、無制限に職員を働かせることを規定するものであり、到底容認できるものではございません。

29年度において、超過勤務時間が最高であった本市職員の実績は年間900時間を超えています。年間900時間の超過勤務とはどれほどのものか、所定内労働時間が年間1,800時間程度ですから、その1.5倍、毎日夜9時まで働いているという殺人的な勤務実態であります。こういう実態を放置しておいては職員の健康を守ることはできませんし、よい仕事にもつながらないと思います。

条例に基づく規則の言うところの他律的業務の典型例は相談業務であるそうですがけれども、この900時間を超えている職員の方の所属はまさに相談業務が多い部署であったと伺いました。使用者のやるべきことは、こういう実態を是正して職員の健康を守ることであり、国や人事院の言うがままに月100時間もの超過勤務を是認をすることで

は決してありません。使用者の責任において、実勤務時間を適正に管理して、職員のワーク・ライフ・バランスを確立されるよう求めて、反対討論といたします。

続いて、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

本条例改正は、安定的な国民健康保険事業の運営を行えるよう国保税を改正するためであると説明されています。しかし、改正条例の中身は大幅に健康保険税額を引き上げるものであり、国保事業が京都府に一元化されたときに心配された京都府主導による国保税の値上げが現実のものになったものであります。

例えば、子供の数が多ければ多いほど保険税が高くなって、子育て支援にも逆行しているとの批判も多い均等割額で見ますと、医療分で2万1,500円から2万4,300円に、支援分で9,500円から1万100円に引き上げられます。一人当たりの平均保険税額は11万794円から12万1,521円と年間1万円を超える引き上げになり、4人家族であれば年間4万円を超える大幅な負担増となります。ただでさえ高過ぎて払えない保険税が市民の暮らしを直撃することになると思います。

こうなった原因は京都府の示す標準保険税率の引き上げにありますけれども、南丹市も一定の努力でこの標準保険税率を下回る引き上げ率にされたことは理解をしています。しかし、それでも引き上げ幅は10%であります。国保基金は厳しい状況にありますけれども、その取り崩し及び一般会計からの繰り入れ等によって、市民の負担増を回避する努力を行うべきであったと考えます。現に京都府内では標準保険税率、京都府の示す税率にかかわらず、保険税額を据え置いている団体が大半であります。

さらに、根本的な国保事業運営の困難さの原因である制度議論、市長は付託前質疑に答えて、構造的な問題というふうに表現されましたけれども、年金生活者や不安定雇用労働者が加入者の大半を占めていることから、全国知事会も要求しているように、1兆円程度の国庫負担増で、せめて協会けんぽ並みの掛金水準にすることが国民的要請になっていると思います。

厚生常任委員会の委員長報告にもありましたように、国の1兆円という額は示していなかったといっても、強力な支援を求めるという点では、これは南丹市議会全会一致で意見書が採択できるような状況にあると私は思います。一自治体の努力には限りがあり、国に対する強力な要望を強化されるよう再度求めて、反対討論といたします。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げます。

○議長（今面 不倅君） 続いて、7番、木村裕議員の発言を許します。

木村議員。

○議員（7番 木村 裕君） 議席番号7番、丹政会の木村でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論をさせていただきます。

これにつきましては、保険税の引き上げを伴いますので、もろ手を挙げてこぞって賛

成というのには少し抵抗感がありますけれども、国保財政の制度の維持という観点から、今回の一部改正については賛成の討論をさせていただきます。

内容につきましては、厚生常任委員会委員長の報告でポイントをご報告いただきましたけれども、重複いたしますが、私が感ずるところのポイントをご説明して、お話を進めてまいりたいと思っております。

まず、国民健康保険制度自身は社会保障制度の中でも根幹をなすセーフティネット、制度インフラであるのはご承知のとおりでございます。本市の加入者につきましては4,700世帯、七千数百人の加入者でございます。市内人口の24%、ほぼ4人にお一人が加入されている状態でございます。全国的に見ても3,300万人、同じく国民の4分の1が加入される制度でございます。

公的医療保険制度は最も加入者が多いのは協会けんぽでございます。全国で3,800万人、そしてその次に大きいのが国民健康保険制度で、その次に多いのが健康保険組合でございます。全国で2,900万人と言われております。それ以外に公務員の共済の組合がございますけれども、これは約900万人の加入者でございます。

協会けんぽ、それから健康保険組合ないしは共済組合、これは被用者保険でございますので、雇用者の負担がございますから、当然、保険料が国民健康保険と比べて安い。逆に言いますと、国民健康保険はその分が高くなっているのは制度上ご承知のとおりでございます。

これを考えますと、国民健康保険は一体どういう役割を果たしているかといいますと、働いておられる方、雇用されている方々はそれよりも有利な制度に加入されている。75歳以上の方は後期高齢者の制度に移行しますので、それ以外の方々が国民健康保険に入ってくるということになります。そうなりますと、現状、その構成はどうなっているのかという問題でございますが、制度が発足しましたのが1960年代でございますけれども、その当時は農林漁業の方々が3割、そして自営業の方が4割という構成でありましたけれども、現在、本市の国保の加入の状況におきましては、60歳以上の方が57%を占めるという状態でございます。全国ベースでは年金生活者等の無職の方が4割、それから非正規の就労者が3割と言われております。ほぼ本市においても同じ状況が推測されるところでございますけれども、この状況を考えると、市長が構造的な課題があるとおっしゃった部分が見えてまいります。そもそも加入している方々の多くが年金等の無職の方々であったり、非正規の方であります。おのずと収入が低くなりますので、それに基づいて保険税が算定されますから、保険財政としては大変厳しくなる、収入が少なくなるという状況でございます。

その一方で、加入者が高齢の部分が割合が多いということは、医療給付の部分が当然ふえてまいりますので、この点からも、制度的、構造的な課題があるということが言えるかと思えます。

それに加えまして、今、年金を受給されている方々が国民健康保険に加入される部分

が多いということは、イコール、前期高齢者の方々が、65歳から75歳までですけれども、加入されている割合が非常に多くなっておりますけれども、この世代というのは、いわゆる団塊の世代でございます。そうしますと、ここ数年間、団塊の世代の昭和20年直後にお生まれの方々は、これから後期高齢に移っていかれますので、国保の加入者の割合はどんどん減っていく可能性が予測されるところでございます。

こういう状況を考えますと、国保制度については、財政基盤の強化、そして制度のあり方そのものの見直しということが必要になるということが見えてまいります。この点をやはりしっかり押さえながら、今回の議案については判断する必要があるというふうに思います。

改正についての影響は鞆岡議員も少し触れられましたけれども、引き上げの原因は、一つには、過去3年間で国の前期高齢者交付金が過払いであった、そのことによって、31年度は2,000万円の返還をする必要があるということが一つ大きくございます。同時に医療費が増加してきている。これは資料でいただきましたけれども、近年の5年間で一人当たりの医療費は2万8,000円程度の増加ということになっております。そして、今回の引き上げによって、税込総額ですけれども、当初予算の比較でいきますと、今年度の当初、税込としては5億9,000万円でしたけれども、来年度の予算、これは先ほど審議された部分でございますけれども、6億900万円となっております。その差、ほぼ2,000万円でございます。これ、先ほどの前期高齢者交付金の過払い分2,000万円とほぼ合致する、相当する金額になっております。これを考えますと、先に制度としてこれまでに多く払った部分、それで何とか国保財政を維持してきたならば、確かにルールとしては改正する必要があることにはなりますけれども、制度の安定的な運用を考えれば、こんなの返さんでもいいようなことをしてほしいぐらいの中身ではないかというふうにも思います。

それで、この引き上げの影響でございますけれども、担当課に試算をしていただきました。所得400万円、4人家族、収入としては600万円弱に相当しますけれども、3万4,000円のアップになります。率にして7.9%。そして、所得200万円の単身者、収入としてはほぼ300万円相当になりますけれども、年額にして7,000円のアップ、率にして5.6%でございます。そして、年金収入のみのご夫婦の方、これは収入ベースでいきますと、標準的なのが240万円というのが一つのモデルだそうですけれども、こういった世帯については3,000円のアップになってまいります。率にして9%でございます。トータルとして10%近くの値上がりになりますけれども、極めて大きなご負担でございます。

これを何とかご承認いただく理屈としては、やはり国保財政の安定的な運用、あるいは制度の維持という点から、今回の条例の改正については可決をすべきものというふうに考えます。

国保財政の状況については、2号議案の中で審議をされたとおりでございます。法定

繰り入れは当然のごとくしっかりとされておりますが、法定外の繰り入れについては、南丹市においてはこれまで取り扱ってこなかった、対応してこなかったということがございます。これは理由としましては、一般財源の厳しさというのは、これは議員各位の共通の認識であろうというふうに思います。余裕がないのは、そのとおりでございます。

それに加えて、財政規律の確保という点も南丹市としては大事にされてきた部分でございます。確かに厳しい状況の中、市民の皆様のご負担を考えると、この緊急的な対応ということも議論としては当然でございますけれども、ここは財政規律をしっかり守り、制度を守るという点から、法定外の繰り入れということにはなかなか手をつけられないだろうというふうに思っております。

それから、財政の状況で基金の問題についても既に議論が出ているところでございます。合併直後に基金としましては6億2,000万円あったそうでございます。それが今年度末で1億4,800万円になるということで、ほぼ5億円近くの減少で、合併後の年平均で4,000万円ずつが取り崩されたぐらいの格好になっております。もちろん積み立てた時期もありますので、同じことではありませんけれども、いずれにしましても、合併以降のこの10数年間で5億円近くの取り崩しが進んできたということで、それはそれなりにやはり市民の皆様のご負担を考えて対応されてきた部分かというふうに考えております。

こういう状況と、それから国保財政の確保については徴収率も非常に影響してまいります。この点では、29年度のさかのぼっての5年間で、ほぼ現年度課税については95%の徴収率が確保されております。

それから滞納繰り越しにつきましては、平成25年度の2億1,000万円から29年度まででほぼ1億円の圧縮をされるということで、財源の確保の努力もしっかりされた経過がございます。そういう点からも、財政面からの努力は続けられてきた市としての努力は、これは一定の評価ができるものではないかというふうに考えております。

そこで、最初に問題点として上げました国民健康保険については、財政基盤の強化、それから制度のあり方の見直しという点が極めて重要でございます。これにつきましては、全国市長会、全国知事会でも要望はされておりますが、我々により近い全国市長会での要望ですけれども、去年の11月30日に関係省庁に要望を出されております。国民健康保険制度等に関する重点提言ということで、大事なところを2点ほど申し上げますと、財政支援の拡充という部分では、具体策として、低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することということがうたわれております。

さらに、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設することということも同時にうたわれているところでございます。

それから、もう一つの柱としましては、制度見直しとして、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、全ての国民を対象とする医療制度の一本化に向けて抜本改革

を実施することという柱も上がっております。

これら全国市長会での要望を始め、地方六団体として強く制度改正、あるいは財政基盤の強化の要望を取り組んでいく必要があるというふうに考えております。この点では、厚生常任委員会の委員長のご報告でも述べられたとおりでございます。

それに加えて、これは自助努力として、医療費の増加を抑制する取り組みというのが大事でございます。この点では、南丹市の健康増進、食育推進計画の中にもいろいろな施策がうたわれているところでございますけれども、これを本格的に推進する取り組みが必要ではないかというふうに思います。これは国保財政のためにやるわけではありませんが、医療費の抑制、皆さんが健康で長寿で人生を全うできる、そんな中で医療費が間接的に抑制されることが必ずございます。そのためにも、保健、福祉、医療の関係でさまざまな施策がございますけれども、これをばらばらに実施するのではなくて、連携させて一つの大きなうねりとして、運動として取り組んでいく必要がございます。

昨年12月8日にスポーツ推進委員の方々の主催で教育委員会が後援されて、元信州大学の先生でありました能勢博さんという方、この方、インターバル速歩ということを推進されておりますけれども、1日15分間早歩きをすることを1週間に4回すれば、かなりの効果があるというような取り組みを紹介されました。それ以外にも、南丹市で健歩会というのがあるそうでございます。この中でも山下議員がその中に参加されておられるそうでございますけれども、こういった取り組みを体系的に進めるということが極めて必要でございます。こういった取り組みを進める中で、国保の財政については支出を抑えていくということが当然効果が出てくるわけでございますので、そういった取り組みを推進されることを南丹市市長には求めておきたいと思っております。

こういった観点から、私は今回の条例改正につきましては賛成という立場を表明したいと思っておりますし、議員各位のご賢明なるご判断をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 討論の通告は以上でございます。

他に特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議案第9号から議案第15号までのうち、議案第11号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを除く6件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不倅君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不倅君） 賛成者多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不倅君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号

○議長（今面 不倅君） 次に、日程第3「議案第25号」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいま上程いただきました議案第25号について、ご説明を申し上げます。

議案第25号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、平成30年4月から教育委員として活躍いただいております杉尾光明氏の任期が本年3月31日をもって満了となることに伴いまして、その後任として淵上真奈美氏を任命することにつき、議会の同意を求めようとするものでございます。

淵上氏には、平成26年から本の読み聞かせボランティアとしてお世話になる一方、学校のさまざまなボランティア活動にも積極的に参加いただいております。

また、保護者会でも積極的に活動されており、特に府立嵯峨野高等学校では、3年間、学年委員などの役員を歴任され、さらに一般社団法人ガールスカウト京都府連盟シニア部門のリーダーを現在も務められており、人格が高潔で人望も厚く、最適任者として任命させていただこうとするものであります。

以上、議案第25号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。何とぞご審議いただき、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今面 不倅君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第25号については、人事等に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略の上、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

議案第25号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案のとおり任命に同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(今面 不倅君) 起立全員であります。

よって、本案のとおり任命に同意することに決しました。

日程第4 請願審査について

○議長(今面 不倅君) 次に、日程第4「請願審査について」を議題といたします。

産業建設常任委員会の請願審査の結果は、お手元配付の文書表のとおりであります。

この際、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

議席番号15番、柿迫正紀議員の発言を許します。

15番、柿迫議員。

○議員(15番 柿迫 正紀君) 議席番号15番、活緑クラブの柿迫でございます。

ただいま議長の許しを得ましたので、受理番号39番、農用地保全のための河川改修に関する請願の賛成討論を行います。

本請願は、たび重なる美山町の原川の氾濫につきまして、河川氾濫流入箇所には盛り土工やブロック工等、適切な護岸工事を施し、氾濫による農用地への濁流流入防止対策を願うものであります。

この件は、近年、温暖化の影響による異常気象の発生で、たび重なる台風の発生、また、異常な暴風や豪雨がたびたび起こるようになりました。テレビ等で災害現場でもインタビューを聞いていますと、高齢の方がこんな災害は生まれて初めてだ、本当に恐ろしかったというようなことを述べられております。

昨年も毎週のように台風が襲来し、その対応に追われたのは現実でございます。理由にも書いてございますとおり、昨年8月24日の未明、台風20号の襲来に伴う記録的短時間豪雨により原川が氾濫し、当該農用地に土砂及び流木が流入し、収穫を間近に控えた水稻が多なる被害を受けました。また、現在もその流木が農用地の後に残されたままの状況でもございます。

このような環境がたび重なれば、まずもって耕作意欲がこれはなくなるのではないかと。ひいては、耕作放棄へつながるものと思うわけでございます。このような現場の状況は、河床が土砂の堆積により上昇しているのではなく、川幅が狭く、多量の濁流をさばき切れない状況があります。

また、台風20号の影響の後には、上流の原谷川は山林部分において、美山町にも数少ない大災害を流木が受けております。それが全て河川に関係して流れをふさいでおるといような状況もございます。

また、原谷林道につきましては土砂崩れ、それから橋梁の流出等々がございまして、今後、こういった大雨が来ますと、この土砂がまたこの地域のところまで流されてきて越流をすると、このように思うわけでございます。

このように災害を防ぐという意味から、また、住民の農地を守って、地域を何とか守っていこうというこの努力を滅失させてしまうと、このような状況が起きる可能性がございまして。そういった意味では、行政におかれましては、この住民の生活の安心・安全を守るという観点からも、いち早く災害工事に取り組んでいただきたい、このような思いでお願いをしたわけでございます。

私はこういった意味で、この請願を議員諸氏の賢明なるご判断によって採択されますことを切にお願いをいたしまして、私の討論といたします。

○議長（今面 不悖君） 討論の通告は以上であります。

特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、起立により採決をいたします。

農用地保全のための河川改修に関する請願に対する産業建設常任委員会の審査報告は採択であります。

産業建設常任委員会の審査結果のとおり採択することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（今面 不悖君） 起立多数であります。

よって、本請願は採択と決しました。

日程第5 特別委員会の報告について

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第5「特別委員会の報告について」を議題といた

します。

新庁舎建設等特別委員会委員長から報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

松尾新庁舎建設等特別委員会委員長。

○新庁舎建設等特別委員長（18番 松尾 武治君） それでは、南丹市議会新庁舎建設等特別委員会の中間報告をいたします。

まず、経過でございますが、南丹市の庁舎整備に関しましては、平成24年度以降、南丹市庁舎整備内部検討委員会、外部委員による南丹市庁舎整備検討委員会等により検討を重ね、パブリックコメントによる市民の意見集約も得て進められてきました。

平成29年3月には、南丹市庁舎整備の基本方針が策定し、その後、新庁舎建設基本設計書、新庁舎建設実施設計書が策定されましたが、新市長就任後の、「一旦立ちどまってあらゆる方向性について検証を行う」という方針のもと、現在に至っているところであります。

南丹市議会としましては、一連の検討段階において直接関与することもなく、所管の委員会を中心に報告を受けてきたところではありますが、一旦、保留されたこの機会に、南丹市の厳しい財政状況等を十分調査し、機能的な施設配置、市民サービス向上等を勘案した新庁舎建設を行政とともに検討できるよう、平成30年9月定例会において新庁舎建設等特別委員会を設置し、3回の所管事務調査を含む6回の会議を開催し、これまでの経過の検証、調査を進めてまいりました。

調査、検討の主な内容でございますが、平成26年4月改定の庁舎整備内部検討委員会報告書では、事業費総額を20億円程度とすると示されていますが、その後の庁舎整備検討委員会においては、防災拠点、発信拠点など、新庁舎に求める機能性や市民に開かれた庁舎等、建物の関係についての協議ということが基本であり、財政計画に基づいた検討という点では意見は出されていたものの、提言書には十分反映されておらず、結果的に重要な課題として残っていたと考えます。

平成29年3月策定の南丹市庁舎整備の基本方針における事業費の財源としては、合併特例債を活用し、20億円規模を想定されているにもかかわらず、耐震補強、周辺整備、駐車場整備、庁舎に備えるべき設備等を含むと、実施設計書ができ上がった段階での総事業費は40数億円に膨れ上がっていることも示されました。

しかし、その後、平成30年12月に変更された新市建設計画における新庁舎建設の財政シミュレーションでは、総事業費が約25億円に抑えられています。当然ながら、実施計画の内容変更が求められるという中で、本委員会としては庁舎整備検討委員会の検討結果を尊重しながらも、本市の中長期の財政計画、財政指標のシミュレーション並びに新市建設計画における他の主要事業計画を勘案した上で、本市財政を圧迫することのないよう、新庁舎建設の総事業費に充てられる財源は果たしてどの程度なのか等について検討しました。

検討から導き出された主な論点であります。庁舎整備については、財源としての合併特例債をいかに有効に使うかという点を重視して、総事業費については新市建設計画で積算されている25億円を一つの目安とする、またはそれ以下に抑えるべきとの意見が主流でありましたが、本市の今後の人口減少、現下の財政状況、公共施設の再配置という課題の中で、新築による建設は中止すべきではないかとの意見もありました。この点について意見は分かれましたが、財政に関しては非常に厳しいということは一致したところであります。

また、庁舎整備ということが出てきたそもそもの動機としては、「耐震性の強化」、「市民の利便性の向上」、「防災拠点の整備」という視点がありますが、これらについては本委員会の一致の課題と位置づけました。

限られた財源の中での庁舎整備のため、当然のことながら、庁舎規模を再検討した上での現敷地内建設を基本とし、耐震性の強化においては、現2号庁舎だけではなく、1号庁舎の耐震補強も視野に入れ、あわせて周辺の既存施設の活用を図る必要があるという意見、また、市民の利便性の向上のためには、現在の庁舎機能の分散化を解消し、ワンストップ窓口の機能を充実すること、また、防災拠点の整備により、危機管理機能をより強化する必要があるが、これらの整備は併用も含め、できるだけ合理化を図るべきとの意見がありました。

今後、ますます多様化、複雑化する行政課題に対応するため、最小の経費で最大の効果を上げることが望まれることを踏まえ、今回、財政面を重視した新庁舎建設にかかわる基本的な部分についての中間報告とするとともに、庁舎整備の参考となることを願うものであります。

以上、南丹市議会新庁舎建設等特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（今面 不倅君） 以上で、松尾新庁舎建設等特別委員会委員長の報告を終わります。

松尾委員長、ご苦労さまでございました。

日程第6 閉会中の継続調査申出について

○議長（今面 不倅君） 次に、日程第6「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことといたして異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不倅君） 異議ないようですので、さよう取り計らいをさせていただきます。

日程第7 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第7「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市長より、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元配付のとおり同委員候補者の推薦に当たり議会の意見を求められています。

本件につきまして、異議がないことの意見を述べることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ご異議ないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここに、本日の会議を閉じ、平成31年第1回南丹市議会3月定例会を閉会といたします。

長時間大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 今 而 不 悖

南丹市議会議員 麻 田 育 良

南丹市議会議員 柿 迫 正 紀